

ベンチャー監査役の会規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人ベンチャー監査役協会（以下「主催者」といいます。）が運営するベンチャー監査役の会（以下「本会」といいます。）の会員に適用されるものとします。

第1条（目的）

本会は、次条に定める会員が、勉強会等の活動を通じ、自己研鑽と知識・経験の共有を図り、IPOの活性化及びベンチャー企業等の企業価値の向上に貢献することを目的とします。

第2条（会員）

1. 会員とは、IPO（新規株式上場）を目指すベンチャー企業若しくはこれに準ずる企業又は上場企業の監査役、監査等委員又は監査委員又はこれに準ずる者であって、所定の申込書に基づいて本会への申込みを行い、主催者が入会を承認した者をいいます。
2. 会員は、所属企業、役職、その他本会への届出事項に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行うものとします。

第3条（本会の活動）

1. 本会は、主催者が会員の意向を踏まえて定めるところにより、勉強会その他、本会の目的に照らして有益と認められる活動を行うものとします。
2. 本会の活動には、外部講師の他、主催者が相当と認めるオブザーバー（弁護士、公認会計士等の専門家、IPOコンサルタント、経営者等）が参加することができるものとします。

第4条（会費）

会員は、下記のとおり、会費を支払うものとします。

正会員 月額3千円

オンライン会員 月額2千円

会費の支払いは、9～2月分を3月末日までに支払い、3～8月分を9月末日までに支払うものとします、会費の計算は、月割り計算とします。

第5条（秘密保持義務等）

1. 会員は、本会の活動に関して知り得た、他の会員、その所属企業等の一切の情報（秘密性を欠くことが客観的に明白である情報については、この限りではありません。）を本会の目的以外で利用せず、会員以外の者に対して開示又は漏えいしないものとします。
2. 会員は、勉強会等の内容を録音又は録画しないものとします。
3. 会員は、本会の活動に関して取得した有形無形の資料（秘密性を欠くことが客観的に明白である情報については、この限りではありません。）を、秘密情報として管理するものとし、勉強会の講

師等又は主催者から、当該資料を返却又は破棄するよう要請があった場合にはこれに応じるもの
とします。

4. 本条は、会員が退会した後も適用されるものとします。

第6条 (反社会的勢力の排除)

会員は、会員並びにその所属企業及び所属企業の役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団、
暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、
総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これら
を「暴力団員等」と総称する。）、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するもの
とします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってす
るなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる
関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する
こと

第7条 (退会)

1. 会員が本会を退会する場合は、所定の書式にて退会の届出をするものとします。
2. 主催者は、会員について以下の各号に定める事由が生じた場合、書面又は電磁的方法により通知
する方法により、当該会員を退会させることができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 第6条に定める表明保証が真実かつ正確でないことが判明したとき
- (3) 相当期間、会員と連絡がとれないとき
- (4) 前各号に定めるほか、本会の会員として適切でないと思えられる事由が生じたとき

第8条 (規約の変更)

1. 主催者は、会員の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められ
る場合には本規約を変更することができるものとします。
2. 主催者は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を定めた上で、本規約
を変更する旨及び変更後の規約の内容を会員に対して電子メール、SNSのメッセージ又はチャ
ットにより通知するものとします。

以 上